

退職給付専門委員会での検討状況ほか

1. 企業会計基準委員会でご検討をいただきたい事項

7 月 16 日（木）の企業会計基準委員会において、特にご検討をいただきたいのは次の点である。

- IFRIC 第 14 号の公開草案へのコメント対応について
資料 3 の 1、3 及び 4 に記載したとおり、我が国では、年金制度に対する前払は基本的に想定されていないため、公開草案が対象とする（将来勤務に係る）最低積立要件がある場合における前払の取扱いについては、コメントを行わない方向である。
- ASBJ の論点整理（2009 年 1 月公表）へのコメント対応について
資料 2 に記載のとおり、我が国の会計基準にもアセット・シーリングを導入すべきというコメントが寄せられており、専門委員会ではこの検討を行っているが、この時点で何かコメントはあるか。

なお、公開草案の議論の前提となる IFRIC 第 14 号の概要については、資料 2 で説明している。また、専門委員会で出された主な意見については、後掲 3. で示している。

2. 専門委員会での検討状況について（論点整理のコメント締切後）

回数	日時	検討内容
第 52 回	5 月 13 日（水）	• 論点整理に寄せられたコメントの概要 • IASB の動向（認識と表示） 5 月 21 日 企業会計基準委員会にて報告済み。
第 53 回	5 月 27 日（水）	• IASB の動向（(1)清算と縮小、(2)給付算定式に将来昇給の影響を含めるか、(3)複数事業主制度、(4)財務諸表の表示プロジェクトとの関係）
第 54 回	6 月 10 日（水）	• 給付見込額の期間帰属方法の見直し
第 55 回	6 月 24 日（水）	• アセット・シーリング（概要説明、IFRIC14 を改正する ED へのコメント対応）
第 56 回	7 月 8 日（水）	• アセット・シーリング（概要説明、IFRIC14 を改正する ED へのコメント対応） • 給付見込額の期間帰属方法の見直し

第 53 回専門委員会以後の検討状況については、今後、企業会計基準委員会に報告をする方針であり、今回の企業会計基準委員会では、第 55 回及び第 56 回でのアセット・シーリングに係る検討状況について報告をする。

3. アセット・シーリングに係る検討の中での主な意見（第 55 回及び第 56 回）

積立超過部分の経済的便益について（資料 2 関連）

- 我が国においても積立超過が生じることはあり得るが、そうした状態になることは意図されたものではなく、むしろ偶然の結果というべきものである。当該積立超過はその後の掛金の継続的な調整（減額など）によって解消されるものであり、これを踏まえれば、我が国では、積立超過について経済的便益がない場合は存在しないと考えるべきではないか、という意見があった。

最低積立要件について（資料 2 関連）

- （事務局より、）IFRIC 第 14 号の規定を我が国に照らすと、我が国の特別掛金が過去勤務に係る最低積立要件に、標準掛金が将来勤務に係る最低積立要件に該当するのではないかという意見がある、という紹介がされた。
- これに対して、そのように考える場合、あらゆる掛金が最低積立要件に該当する結果になるともいえるが、そのような理解で本当に正しいのか。そもそも、「最低積立要件」は厳密に定義されておらず、これが何であるのかについてはもう少し慎重に捉えるべきではないか、という意見が出された。
- IASB が追加で公表した IFRIC 第 14 号の Q&A の Q4¹を踏まえると、我が国の厚生年金基金、確定給付企業年金について最低積立要件は存在しないのではないかと考えられる。一方で、我が国制度には適用されないとまではいえないという見解もあると認識しており、両者を踏まえると、我が国に当てはめた結果は明確ではないと考えている、というコメントがあった。
- 今後、我が国に最低積立要件が存在するかの検討を進める場合には、我が国の制度と類似する可能性が高いと考えられる、英国や米国の制度への IFRIC 第 14 号の適用事例を参考にしてはどうか、という意見があった。

¹ Q4 の質問は、「私は非常に慎重な（very prudent）最低積立要件を有する法域における給付建年金制度を有する。最低積立要件ベースでの負債は、IAS 第 19 号での負債よりも大きい。IFRIC 第 14 号は IAS 第 19 号の負債よりも多額のもの認識を求めめるのか？」というものであり、これに対する回答は、「いいえ。制度への追加拠出の法律上の又は契約上の義務があり、それが事業主に返還されない又は掛金減額につながらない場合にのみ、不利な契約であると考えられて、追加負債の認識が必要になる。（一部抄訳）」というものである。

IFRIC 第 14 号を改正する ED へのコメント対応について（資料 3 関連）

- ED での提案の考え方（資料 3 の見解 C）によると、前払いした最低積立要件については、経済的便益（将来の勤務費用の現在価値）がない部分についても資産認識する結果となり、資産概念に照らして妥当ではないと考えられ（見解 B に近い考え方）、この点をコメントすべきではないかという意見があった。これに対して事務局からは、ED の提案の考え方は、将来勤務に係る最低積立要件については、将来の勤務費用ではなく、翌期以降の最低積立要件のキャッシュ・アウトの回避を経済的便益と考えているのであり、コメントすべきかについても、この考え方を是としうるかによるのではないかと回答された。
- 今回の提案は、我が国には直接関係がない事案であり、また、上記のように意見が分かれていることも踏まえると、今回はコメントすべきではない、という意見があった。
- IFRIC 第 14 号は、今回の ED での改正部分のみならず、それ以外の部分を含め、積立超過（surplus）が年金財政上のものを指すのか、あるいは会計上のものを指すのか必ずしも明確ではない部分があるのではないかと、というコメントがあった。
- 意見が分かれていることについて、その原因は IFRIC 第 14 号の書き方があいまいな点にあるのであり、今回の ED に対しては、そうした点をコメントしてはどうかという意見があった。一方で、そもそも IFRIC 第 14 号の基礎となる IAS 第 19 号の第 58 項自体について議論が必要なのであり、今回のコメント対応とは異なるステージで議論をするべきなのではないかと、という意見もあった。
- 資料 2 では、我が国に最低積立要件が存在するかどうかを明確にしていないにもかかわらず、資料 3 では、我が国制度には改正 ED の該当事象は無いと考えられるとしており、両者の関係が整合していないのではないかと意見があった。これに対して事務局からは、資料 2 は最低積立要件全般を、資料 3 は最低積立要件の「前払い」の局面のみを扱うものであり、仮に我が国に最低積立要件が存在するとしても、前払いの局面は一般的にないと考えられるという構成である、と回答された。

最終的に事務局から、専門委員会としてコメントをすべきという合意にまでは至らなかったのではないかと、という確認がなされた結果、これに対する特段の反対意見は述べられなかった。

以上